

ソフトウェア利用許諾契約書

重要事項（よくお読みください）

本契約は、本ツールプログラムプロダクト（下記第1条に規定）に関するお客様の所属する団体（所属企業等）（以下、「貴社」という。）とルネサスエレクトロニクス株式会社（以下、「弊社」という。）との間の法的合意です。本契約に同意するお客様は、貴社を代表して本契約を締結し、それにより貴社が当該契約に法的に拘束されることを承諾の上、本契約を締結する意思表示を行ったこととなります。貴社は、「同意します」ボタンをクリックすることにより、又はインストール、複製若しくはその他の本ツールプログラムプロダクトの使用により、下記の無保証条項及び解除条項も含めて、本契約所定の条件に拘束されることに同意するものとします。貴社が本契約所定の条件に同意しない場合、本ツールプログラムプロダクトをインストール又は使用しないでください。

お客様が本契約に規定する契約条件に同意しない場合、或はお客様が貴社を代表して行動し貴社を拘束する権利、権能及び権限をもっていない場合には、「同意します」ボタンをクリックせず、かつ、本ツールプログラムプロダクトの全部若しくは一部をダウンロードし、インストールし、アクセスし、若しくは他の方法で複製又は使用しないでください。本ツールプログラムプロダクトは本契約により利用許諾されるものであり、貴社に対して販売・譲渡するものではありません。弊社は、貴社が本契約に従う場合にのみ、本ツールプログラムプロダクトをダウンロードし、インストールし、アクセスし、若しくは他の方法で複製若しくは使用することを貴社に許諾します。

本契約にご同意いただけない場合、弊社は、お客様に本ツールプログラムプロダクトのご利用を許諾することはできません。

本契約にご同意いただけない場合には、お客様がダウンロードしたツールプログラムプロダクトを含む全てのファイルを速やかに破棄してください。

第1条 (定義)

本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 「本ツールプログラムプロダクト」とは、別紙1に記載の弊社の納入物をいい、その構成物は、別紙2に規定される。
- (2) 「本出力ファイル」とは、本ツールプログラムプロダクトを用いて生成される出力ファイル(Cソースコード形式)を総称していう。
- (3) 「本ソフトウェア」とは、第1号で示される本ツールプログラムプロダクトの構成物のうち、ドキュメントを除くプログラムを総称していい、第2条において貴社に許諾される権利の行使に基づき作成されたあらゆる形式のプログラムおよびそれらの複製物を含むものとする。
- (4) 「弊社の半導体製品」とは、別紙1第2項に記載の弊社の製品をいう。
- (5) 「評価環境」とは、別紙1第2項に記載の利用環境を用いた貴社のコンピュータシステムまたは弊社の半導体製品を利用した評価システム(評価ボード等)をいう。
- (6) 「貴社の製品」とは、貴社が自ら製造しまたは第三者に製造させた貴社のソフトウェアおよび弊社の半導体製品を搭載した製品をいう。
- (7) 「オープンソースソフトウェア」とは、ソフトウェアの利用条件として、第三者へソフトウェア(改変物等の派生ソフトウェアを含む。)の開示、頒布等特定の行為を行う者が、当該行為を行う際、ソフトウェアのソースコードを当該第三者に開示する等の義務を負うライセンス形式のソフトウェア(GPL(GNU general public license)を含むが、それに限らない。)をいう。なお、本号における「第三者」は、開示、頒布等を行う者から直接または間接的に開示、頒布等を受ける全ての者を指す。
- (8) 「MathWorks製ソフトウェア」とは、本ツールプログラムプロダクトを使用するために必要となる、貴社がThe MathWorks, Inc. から利用許諾されているソフトウェアを総称して言う。

第2条 (利用許諾の内容)

- 1 弊社は、貴社に対し、弊社が権限を有し、かつ本契約に定める範囲内で、本契約有効期間中、別紙1にて特定する本ツールプログラムプロダクトにつき、別紙2に規定の当該ツールプログラムプロダクトに応じた権利許諾の内容の範囲で、非独占、再許諾不能、譲渡不能の権利を無償で許諾する。
- 2 貴社は、本ソフトウェア、ドキュメントおよび本出力ファイルを、別紙2に規定の権利許諾の範囲内において弊社の本ツールプログラムプロダクトを評価する目的でのみ、前項の権利を行使することができる。
- 3 本条において明示的に許諾されているものを除き、弊社は、本契約に基づき、貴社に対し何らの権利も許諾するものではない。本条に基づき許諾された権利範囲を超える権利の許諾を

貴社が希望する場合には、貴社および弊社、別途協議のうえ新たに契約を締結するものとする。

第3条 (利用許諾にかかる貴社の義務)

- 1 貴社は、バイナリ形式で提供されたツールプログラムプロダクトにつき、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイルその他の解析行為を行ってはならない。
- 2 貴社は、前条に基づき本ソフトウェア、ドキュメントおよび本出力ファイルの複製が認められている場合、当該本ソフトウェア、ドキュメントおよび本出力ファイルに施されているのと同じ著作権その他の知的財産権に係る表示を、当該複製物にも付すものとし、当該表示を消去、書換、追記または改ざんしてはならない。
- 3 貴社は、オープンソースソフトウェアを使用する場合であっても、本契約に定める貴社の義務が有効に存続することを理解し、オープンソースソフトウェアの利用条件の拘束をうけて、本ソフトウェア、ドキュメントおよび本出力ファイルが第三者への開示・再実施許諾等の対象とならないよう、必要な措置をとらなければならない。
- 4 貴社は、前条に基づき許諾された権利の範囲においてサンプルプログラムおよび本出力ファイルを搭載した貴社の製品を第三者に提供する場合、貴社の製品に搭載した形態以外で、貴社の顧客に提供してはならない。また、当該提供にあたり、貴社の製品に搭載したサンプルプログラムおよび本出力ファイルを、逆アセンブル、逆コンパイル、改変、解析および複製させないよう必要な処置を講ずる。
- 5 貴社は、本契約で明示的に許諾されている場合を除き、本ソフトウェア、ドキュメントおよび本出力ファイルを使用、複製、改変、頒布し、または再利用許諾その他の処分をしてはならない。

第4条 (権利の帰属等)

- 1 本契約は、本ソフトウェア、ドキュメントおよび本出力ファイルに関する著作権その他の知的財産権を貴社に移転するものではない。
- 2 本契約に明示的に定める場合を除き、第2条に基づき貴社がなしたサンプルプログラムの改変部分に係る著作権その他の知的財産権は貴社に帰属するが、弊社が提供したサンプルプログラムに係る著作権その他の知的財産権は、弊社または弊社のライセンサーに留保されるものとする。

第5条 (無保証)

- 1 本ツールプログラムプロダクトは現状有姿のまま貴社に提供されるものとする。弊社は、本ツールプログラムプロダクトについて、貴社による改変の有無によらずその品質並びに性能の保証、及び第三者の所有する知的財産権その他の権利の非侵害保証を含む一切の保証をしないものとし、また貴社による本ツールプログラムプロダクトの使用に起因して生じ得る一切の損害

について、いかなる場合も損害賠償等の責任を負わないものとする。

第6条 (紛争解決)

- 1 第2条に基づき貴社に許諾された権利の行使に関連して、貴社が第三者から著作権その他の知的財産権の侵害その他を理由とする請求等を受けた場合であっても、弊社は、当該請求等に関しいかなる責任も負わない。
- 2 貴社は、ツールプログラムプロダクト、本出力ファイルに関する権利の有効性、侵害または侵害のおそれに係る何らかの訴訟等の存在を知ったときは、速やかにその旨を弊社に通知する。
- 3 貴社は、貴社による本ツールプログラムプロダクトの使用又は本契約の違反に起因又は関連して生じる請求、訴訟、損害、責任、和解金、費用（弁護士費用その他の訴訟費用を含むがその限りでない）、及び請求権から、弊社及び弊社の子会社（その役員及び従業員を含む）並びにそのライセンサーを防御、免責するとともに、補償するものとする。

第7条 (責任の制限)

- 1 弊社は、サンプルプログラムに関しては、本契約に基づき何らの責任をも負わないものとする。
- 2 弊社は、本ソフトウェア、ドキュメント、本出力ファイルおよびこれらの利用に関して、貴社に対し、何ら責任を負わないものとする。

第8条 (秘密保持)

- 1 貴社および弊社（本条において、以下、「受領者」という。）は本契約により知り得た他の当事者（本条において、以下、「開示者」という。）の業務上の秘密のうち、秘密である旨の明示があるもの（以下、「秘密情報」という。）については、自己の保有する類似の情報に用いるのと同等の注意（ただし、善良な管理者の注意を下回らないものとする。）をもって管理を行うものとし、開示者の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示・漏洩してはならず、本契約を履行する目的以外のために秘密情報を使用してはならない。なお、秘密情報が口頭または、映像で開示された場合には、開示者は、開示の時に秘密である旨の指定をし、開示後30日以内に当該秘密情報の開示場所、開示日時および開示内容を簡潔に記載し、秘密である旨の明示をした書面を受領者に提出するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、本契約における秘密情報として取り扱わないものとする。
 - (1) 開示者の事前の書面による承諾を得た情報。
 - (2) 受領した際、既に自ら所有していた情報。
 - (3) 第三者から守秘義務を課せられることなく正当に入手した情報。
 - (4) 受領した際、既に公知であった情報。

- (5) 受領者の責によらないで公知になった情報。
- (6) 受領した秘密情報によることなく自ら独自に開発した情報。
- 2 本ソフトウェア、ドキュメントおよび本出力ファイルは、秘密である旨の表示等の有無にかかわらず、弊社の秘密情報として取り扱われるものとする。
- 3 第1項の義務は、本契約の有効期間および本契約終了後5年間有効とする。ただし、貴社および丙が前二項に基づき本ソフトウェア、ドキュメントおよび本出力ファイルについて負う義務は、無期限に有効とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、受領者は、法令上または政府機関もしくは裁判所から秘密情報の開示を要求され、これを拒む合理的理由がない場合、当該開示を行うことができる。ただし、受領者は、かかる開示要求を受けた場合、直ちに開示者に通知し、開示される情報を必要最小限の範囲に留めるよう合理的な努力を払わなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、弊社は、弊社の子会社（弊社がその総株主の議決権の過半数を直接または間接に保有する会社をいい、以下同じ。）に対し、本契約の履行のために合理的に必要な範囲内で、他の当事者から開示を受けた秘密情報を開示することができる。この場合、弊社は、当該弊社の子会社に対して、本条に基づき自己に課された秘密保持義務と同等の義務を課し、これを遵守させ、当該義務の履行につき一切の責任を負うものとする。

第9条 （輸出関連法令の遵守）

- 1 貴社および弊社は、本契約に基づき他の当事者から開示または提供された秘密情報、製品、本ソフトウェア、ドキュメント、本出力ファイル、関連技術その他一切の情報およびその複製物を、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管もしくは使用等の目的、軍事用途の目的またはその他の国際的な平和および安全の維持の妨げとなる使用目的を有する者に輸出、販売、譲渡、賃貸または利用許諾したり、またそのような目的に自ら使用したり、第三者に使用させたりしないこととする。
- 2 貴社および弊社は、本契約に基づき他の当事者から開示または提供された秘密情報、製品、本ソフトウェア、ドキュメント、本出力ファイル、関連技術その他一切の情報およびその複製物を輸出、販売、譲渡、賃貸または利用許諾等する際は、「外国為替及び外国貿易法」およびその関連法規ならびに適用となる輸出管理に関する法令および規則に定められた必要な手続をとるものとする。

第10条 （反社会的勢力（暴力団等）の排除）

- 1 貴社または弊社は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告を要することなく、本契約の全部または一部を解除することができる。
 - (1) 貴社または弊社が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、総称して、「暴力団等」という。）である場合。
 - (2) 貴社または弊社の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が、暴力団等である

場合。

- (3) 貴社もしくは弊社、または貴社もしくは弊社の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が、暴力団等への資金提供を行った場合、または暴力団等と密接な交際がある場合。
 - (4) 貴社もしくは弊社、または貴社もしくは弊社の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が、威迫的犯罪行為を行ったとして公に認識され、もしくは報道その他により一般に認識された場合、またはかかる行為を行ったとして公に認識され、もしくは報道その他により一般に認識された者とかかわり、つながりのある者である場合。
 - (5) 貴社または弊社が、本契約の履行のために契約する者が前四号のいずれかに該当する場合。
 - (6) 貴社または弊社が、自らまたは第三者を利用して、他の当事者に対して、自身が暴力団等である旨を伝え、または関係者が暴力団等である旨を伝えた場合。
 - (7) 貴社または弊社が、自らまたは第三者を利用して、他の当事者に対して、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いた場合。
 - (8) 貴社または弊社が、自らまたは第三者を利用して、他の当事者の名誉や信用等を毀損し、またはそのおそれのある行為をした場合。
 - (9) 貴社または弊社が、自らまたは第三者を利用して、他の当事者の業務を妨害し、またはそのおそれのある行為をした場合。
- 2 貴社または弊社が、前項の規定により本契約の全部または一部を解除した場合には、相手方に損害が生じてもこれを一切賠償しない。

第11条 (契約の解除)

- 1 貴社または弊社は、相手方に次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたときは、何らの催告を必要とすることなく直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。
 - (1) 支払いの停止（手形または小切手の不渡りを含む。）があったとき。
 - (2) 差押、仮差押、仮処分、強制執行手続開始、担保権実行手続開始、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき、または清算手続に入ったとき。
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (5) 監督官庁から営業の取り消しまたは停止の処分を受けたとき。
 - (6) 本契約の条項の一に違反し、かつ、当該違反に関する書面による通知を受領後15日以内にこれを是正しないとき
- 2 貴社および弊社は、合併、会社分割、事業譲渡その他の組織再編または大株主の変動等によって、自己の経営の実質的な支配が変更になる可能性が生じた場合、速やかに他の当事者に連絡し、本契約の取り扱いについて協議する。

第12条 (契約の有効期間)

- 1 本契約は、貴社が本契約所定の条件に合意した日から3ヶ月間とする。

第13条 (契約終了後の取り扱い)

- 1 解除、期間満了その他理由の如何を問わず本契約が終了した場合、貴社は、直ちに貴社による本ソフトウェア、ドキュメントおよび本出力ファイルの使用を中止し、当該終了の日から15日以内に、次の各号に定める措置を取るものとする。
 - (1) 本ソフトウェア、ドキュメント、本出力ファイルおよびこれらに関する技術情報、秘密情報およびそれらの複製物を完全に破棄、破碎し、以後一切の利用および第三者への提供をしないものとする。
 - (2) 前号に基づき破棄、破碎を実施したことを証明する書面を弊社に提出する。
- 2 いかなる理由による本契約終了後も、本条ならびに本契約第3条（利用許諾にかかる貴社の義務）、第4条（権利の帰属等）、第5条（無保証）、第6条（紛争解決）、第7条（責任の制限）、第8条（秘密保持）、第9条（輸出関連法令の遵守）、第10条第2項（反社会的勢力(暴力団等)の排除）、第15条（譲渡の禁止）および第17条（準拠法および専属的合意管轄裁判所）は、適用対象事項が消滅するまで効力を有するものとする。

第14条 (不可抗力)

貴社または弊社が、天災地変その他の不可抗力のため、本契約に定められた義務（ただし、金銭債務は除く。）を履行することができない場合は、他の当事者に対し、債務不履行の責任を負わないものとし、その対応については、貴社弊社協議のうえ最善の措置を講じるものとする。

第15条 (譲渡の禁止)

貴社および弊社は、本契約において明示的に定めがある場合を除き、本契約に基づく権利義務の全部または一部を第三者に対し、有償無償にかかわらず譲渡し、貸与し、引き受けさせ、または担保に供することはできない。

第16条 (一般条項)

- 1 本契約の規定の一が無効又は適用されないと判断された場合であっても当該規定はその有効性を確保するために必要な範囲で効力を有し、本契約のその他の規定は引き続き効力を有するものとする。
- 2 当事者の一方が、相手方による本契約の義務の履行を要求しなかったとしても、このことは、その後に当該義務又は他の義務の履行を要求する権利を放棄したとはみなされない。
- 3 貴社及び弊社の関係は、独立した当事者としての関係を継続するものであり、本契約のいずれの規定も、貴社及び弊社間にパートナーシップ、ジョイントベンチャー、雇用、又は代理

関係を創設するものではない。いずれの当事者も、他方当事者を拘束するいかなる権限も有しない。

- 4 本契約は、当事者間の完全なる合意を構成し、それに関連する本契約締結前のすべての協議及び合意に取って代わるものとする。本契約の改訂、変更又は追加は、書面により規定され、各当事者の正当に授権された代表者により記名、押印されない限り、有効とはならず当事者を拘束しない。
- 5 貴社が米国政府であり、又は米国政府を代理して若しくはその政府機関として本契約を締結する場合、本ソフトウェアは「商用コンピュータソフトウェア」又は「商用コンピュータソフトウェア関連文書」として取り扱われ、FAR 12.212又はDFARS 227.7202（該当する法令がある場合その後継法令を含む）に従い、本ソフトウェアの使用、複製及び頒布は本契約の条項に基づくものとする。
- 6 本契約に規定する各当事者の権利及び救済手段は排他的なものではなく、本契約締結時点又は将来的に本契約に適用される法令又は衡平法に基づく権利及び救済手段に加えて提供されるものである。貴社は、第2条、第3条、第6条第3項及び第8条に規定される合意事項が合理的でかつ弊社の正当な利益を守るために必要であること、弊社は当該合意事項がなければ本契約に合意しないこと、及び、貴社による当該合意の違反又は違反のおそれが、弊社に回復できない損害を与え弊社の重大な権利を侵害することに繋がり、かつその損害や侵害を推定又は算定することが極めて難しく、そのため法律に基づく救済や金銭的損害賠償では不十分となる可能性があることを確認するものとする。そのため、貴社は、弊社が保証金又は担保を提供することなく管轄権を有するあらゆる裁判所に本契約の違反又は違反のおそれがある場合に差止命令その他弊社が妥当と考える救済を請求する権利を有することに合意するものとする。この権利は、法令又は衡平法上認められたその他の権利に追加的に弊社に認められる。

第17条 (準拠法および専属的合意管轄裁判所)

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に起因する全ての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第18条 (協議)

貴社および弊社は、本契約に定めなき事項および本契約の条項の解釈について生じた疑義については、誠意をもって協議し、解決するものとする。

以上

別紙 1 :

1. 弊社の納入物 (ツールプログラムプロダクト)

No.	ツールプログラムプロダクト名称	型名	ライセンス数
1	ツールプログラム : Embedded Target for RH850/F1KM Virtual Platform V2.00.00	RTC00CST000000014J	1

2. 利用環境

弊社の半導体製品 :

RH850/F1KMマイクロコントローラ

オペレーティングシステム : Windows10 64bit

別紙 2 :

ツールプログラムプロダクト :

構成物	ファイル形式	ファイル名または格納場所
(a) ツールプログラム	バイナリ形式	ETVPF_includeフォルダ下のファイル全て (下記の(c)を除く)
	ソースコード形式	ETVPF_includeフォルダ下のファイル全て (下記の(c)を除く)
(b) ドキュメント	PDF形式	docフォルダ下のファイル全て
(c) サンプルプログラム	ソースコード形式	ETVPF_include¥Renesas¥Common_files_<デバイス名>¥startupフォルダ下のファイル全て

権利許諾の内容 :

- (1) 評価を目的としてサンプルプログラムを複製し、改変する権利
- (2) 評価を目的としてツールプログラムを別紙 1 第 1 項記載のライセンス数の範囲において複製し、MathWorks製ソフトウェアをインストールしたパーソナルコンピュータ上で実行し、使用する権利。ただし、貴社は、前段の利用に関し、MathWorks製のライセンスを適切に取得し、本契約有効期間中、その有効性を維持しなければならない。貴社がMathWorks製のライセンスを取得もしくは維持していないこと、または当該ライセンス条件に違反したことに関連して、弊社に損害が生じた場合（弊社が、第三者から請求等を受けた場合を含む。）、貴社は、貴社の責任と費用において、これを解決するものとし、弊社が被った損害を賠償するものとする。
- (3) 貴社の製品に搭載する貴社のソフトウェアの評価を目的として、前項のパーソナルコンピュータおよび評価環境上で、サンプルプログラム（(1)に基づき改変したものを含む。以下同じ。）およびツールプログラムの実行に基づき本出力ファイルを使用する権利
- (4) 前(1)乃至(3)記載の権利を行使するために合理的に必要な限度で、ドキュメントを記憶、転送、表示、複製または印字し、使用する権利

以上